

審 査 基 準

令和3年11月1日作成

法 令 名：火薬類取締法
根 拠 条 項：第25条第1項
処 分 の 概 要：猟銃用火薬類等の消費の許可
原 権 者：大分県公安委員会
法 令 の 定 め： 火薬類取締法第25条第1項及び第2項（猟銃用火薬類等の消費の許可）並びに第50条の2（猟銃用火薬類等の特則） 火薬類取締法施行令第12条（猟銃用火薬等） 猟銃用火薬類等の譲渡、譲受け、輸入及び消費に関する内閣府令第11条第1項並びに同条第2項において準用する第3条第2項及び第3項（消費の許可の申請）、第12条（無許可消費数量）並びに第13条（申請及び届出の手續）
審 査 基 準： 当該火薬類の爆発又は燃焼が、人の生命、身体又は財産に直接又は間接に危険を生じさせるおそれがあるとき、他の法令で禁止されているとき等、公共の安全の維持に支障を及ぼすおそれがあるときは許可しない。
標 準 処 理 期 間：5日（行政庁の休日を除く。）
申 請 先：消費地を管轄する警察署の生活安全関係事務担当課
問 合 せ 先：大分県警察本部生活安全部生活安全企画課保安係(電話 097-536-2131) 消費地を管轄する警察署の生活安全関係事務担当課
備 考：